

令和7年2月分（7件）

①【館山市立博物館、館山城について】

内容	<p>昨日15時半ころ館山城の天守閣を見学しました。その際スタッフの方が掃除機を掛けているのが気になりました。閉館まで1時間はあり観光客の方もいらっしゃる中、音がかなり気になりました。観光客の方がいらっしゃる中、掃除をされるのは追い出している様な印象を受けますし閉館後に掃除をした方が良いのではないのでしょうか。業務時間の問題もあるのかもしれませんが率直な感想を意見させて頂きました。また博物館の福原有信の企画展、大変興味深く拝見しました。館山市出身である事があまり知られていないと思うのでもっと地域の方や県外の方にも広く知って頂きたいと思いました。関連グッズの開発やSNSなど活用して館山を知ってもらおうキッカケになると良いなと思います。館山市公式アカウントの秘書広報課の方はとても綺麗な写真が多く頑張ってらっしゃると思います。引き続き応援しています。</p> <p style="text-align: right;">【R7.2.12受理】</p>
回答	<p>市長への手紙を拝見いたしました。この度は、来館中に掃除機の騒音により不快な思いをさせてしまい、ご迷惑をお掛けしましたことお詫びいたします。現在館山城の管理運営は、指定管理者に委託しており、当日の状況を確認しましたところ、「毎日、館内の定期点検（9時,13時,15時）を行い、汚れている場所があればその都度、清掃を実施しており、当日は15時の点検の際に、館内のフロア付近に芝生や枯れ葉が多く落ちていたことから、来館者の邪魔にならないよう掃除機をかけて清掃をした。」と報告を受けました。来館者の衛生面、安全面の確保のためとはいえ、来館されているお客様への配慮が欠けていた部分もございますので、指定管理者に対し、清掃作業中は来館者の利便性に最善の配慮をするよう指導いたしました。引き続き、当館と指定管理者が情報を密に共有し、来館者の皆様への配慮並びに住民サービスの質の更なる向上を図ってまいります。また、博物館本館の企画展にも足をお運びいただき、ご助言まで賜り、ありがとうございます。博物館職員並びに広報担当の職員にとって、大いに励みとなります。心より御礼申し上げます。この度は貴重なご意見をありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">【R7.2.27回答】</p>

②【带状疱疹の補助について】

内容	<p>带状疱疹に対する補助がありませんが、館山市は50歳以上に対して補助の予定はないのでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【R7.2.13受理】</p>
回答	<p>市長への手紙を拝見いたしました。館山市では、令和7年4月より、定期の予防接種として65歳を対象とする带状疱疹ワクチンの接種費用の助成を開始いたします。50歳以上の方の任意接種につきましては、現在のところ助成制度は設けておりませんが、市民の皆様の健康増進のため、様々な施策を実施しております。带状疱疹予防に関する情報提供も行っておりますので、ぜひご活用ください。この度は、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">【R7.2.21回答】</p>

③【「窓の断熱改修」に関わる補助金申請の一部事務処理の改善提案について】

<p>内容</p>	<p>【内容】1. 補助金申請の経緯/個人宅の窓の断熱改修 令和7年1月中旬 申請に必要な書類、書式の確認のため担当部署（環境課環境対策係）を訪問し、指導を受ける。2月3日 工事完了に伴い、担当部署に補助金申請を行う。2月4日 担当部署よりの修正要請を受け、指摘された修正を行う。申請が受理され今後審査すると。</p> <p>2. 申請書類の取得について疑問に思ったことおよび改善要望 申請に必要な提出物として 様式-9/市税等完納証明書がありますが、1月中旬に担当部署を訪問した際、「申請者が市民課にて証明書を取得する様に」案内され、2月3日様式-9にて証明書を取得。この際証明書発行に係る費用とし350円請求され、これを支払う。様式-9の市税等の滞納がないことは、補助金申請の「審査」業務の一環として担当部署/環境対策係が市民課に確認すべきではないでしょうか！（部門間連携がない。）現状のいたずらに費用の発生する申請者による様式-9の取得は住民サービスの観点からも納得できない。</p> <p style="text-align: right;">【R7.2.17受理】</p>
<p>回答</p>	<p>市長への手紙を拝見いたしました。補助金申請時点において、申請者ご本人様から、公的な証明力を持つ完納証明書をご提出いただくことによって市税等の滞納がないことを確認しておりますが、これは、補助金交付事務における、透明性、公平性を担保する目的がございます。個人の税に関する情報については、地方税法や、個人情報保護法により、担当課には高度な守秘義務が課せられており、市役所内においても、他の部署の者が確認することができません。例外的な取扱いとして、本人の同意を得て確認を取る方法もありますが、極めて厳重な管理が必要な個人の税情報を取り扱うことから、申請から決定までの事務処理に時間を要することとなります。このような理由から、館山市においては、補助金の申請者に対しては、迅速かつ正確に補助金を交付するため、完納証明書をご提出いただいております。今後も、補助申請については、透明性・公平性を確保しつつ、迅速・正確に事務を行ってまいりたいと存じますので、ご理解いただければ幸いです。</p> <p style="text-align: right;">【R7.3.4回答】</p>

④【城山公園脇の水路の整備に関して】

<p>内容</p>	<p>城山公園脇の水路の工事が終了し、とても良くなったと思いますしかし、整備されたために、そこで子供たちがスケートボードをしています。とても危険な状態が日々続いていると思われます。それを心配し、いろいろな人が公園管理者に話をしても、そこは公園の管轄ではないので何もできない。市役所の方にお話をしても、そこは市の土地ではないので何もできない 警察の方に相談しても、何の建礼もないので、取り締まりはできない、皆さんできない。できないできない。これでは何か大きな事故が起きてからでは遅いと思います。近所の方は心配して皆さんに相談をしても、誰も自分の感覚ではないと逃げ口上を言っているようです。私は直接話してはしてませんが、近所の方々はいろいろな方に相談をしてもダメだと私に話してくれました。こういう場合は誰が担当なんですか。誰が担当と言うよりも皆さんが協力して改善していくしかない私は考えますが、市長はどう思われますか。ましてや警察官が何の立札がないので取り締まれない。これはとても警察官が言う言葉とは私は思えません。危険を察知して改善していくのが公の職業に就く人間のすべき行動だと私は思います。ここが館山の人の悪いところだと思います。進んで自ら改善する提案する実行する。ここができない。どうかお願いします。誰も怪我をしないうちにより良い方向に改善をしていただきたいと願います。以上です。</p> <p style="text-align: right;">【R7.2.22受理】</p>
<p>回答</p>	<p>この度、市長への手紙をくださりありがとうございます。城山公園脇の水路の工事については、周辺道路の冠水被害解消のために整備を行ってまいりました。また、城山公園利用者や周辺を散歩される方が、安全・安心に通行できるよう蓋を掛けたものであって、ご指摘のとおり、子どもたちがスケートボードを行う場所ではないことから、該当箇所には、スケートボードは禁止である旨の立て看板を設置いたしました。今後も、現地の状況を注視し、必要であれば更なる対応策を検討していきたいと思えます。このたびは貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">【R7.3.3受理】</p>

⑤【循環バスについて】

<p>内容</p>	<p>交通事故にあい、通院には安房医療センターに通うのに亀田病院行のバスに乗るにはステップが高くて大変です。通院はタクシーになりました。又は館山駅より館山駅に帰るバスに乗ることができるようになり亀田ファミリークリニックに通院のために月一回利用しますが、館山駅より先のファミリーマートからの乗り降りには、下りは館山駅で一度降りなければなりません。亀田ファミリークリニックからイオンまで歩けるようになりましたので、イオンで買い物をし、銀行の引き落としや通帳の記帳をしバスに乗りますが、館山駅で下車をしなくてはならず、荷物が多い時はそれを持ち一度下車をして再びバスに乗ることになります。やっとバスに乗ったので、このまま車掌さんの休憩時間を持つことはできないのでしょうか。子供だけではない時はお断りしてバスで発車を待っていいということにはならないのでしょうか。私自身のことを話しますと、亀田ファミリークリニックのお薬やイオンのお買い物に手がいっぱいになりますので（特に雨の日は大変です）、やっとステップの上り下りができるようになります。お願い出来ることを特に望みます。傘を持ち杖を突いて荷物を持つ足はまだまだ金具がとれないです。</p> <p style="text-align: right;">【R7.2.26受理】</p>
<p>回答</p>	<p>市長への手紙を拝見いたしました。日頃より市街地循環バスをご利用いただき、ありがとうございます。ご提案をいただきました、JR館山駅到着後に降車せず、次の出発までの間バスの車内で待機することについては、運転手の休憩時間の確保や車両機器の点検など、運行管理や保安上の関係もあるため、乗客の皆様には一度降車していただく必要がございます。バスをご利用されるお客様には、誠に申し訳ありませんが、ご理解・ご協力をお願いしております。なお、バスの乗降に支障があるようでしたら、遠慮なく乗務員へお申し付けいただければと思います。交通事故に遭われ、心身ともに大変な時期であると思いますので、健康にはくれぐれもご留意ください。このたびは貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">【R7.3.5受理】</p>

⑥【学童の定員について】

<p>内容</p>	<p>3人の子供がいます。現在は学童を利用しています。共働きの我が家としてはとても助かっています。来年度も引き続き利用希望しておりますが、1人は学童の定員超過で保留となっております。共働きが当たり前の世の中で、子供を預ける場所が無いので仕事を辞める、もしくはパートになる。こんな状況で市長がおっしゃっている、【生まれ育った故郷に戻って働き、子育てができるようなまち】には程遠いと思います。学童を利用したいけど定員超過で利用出来ず保留の児童が何人いますか？教えていただきたいです。早急に定員の増加をしていただきたいです。また、子どもは軽度の発達障害があるため、1人で留守番が難しいと考えております。その為、放課後デイサービスを利用も検討していた為、市に伺い、学童が利用出来なくなりそうだから、放課後デイを利用するさいに必要な受給者証の申請を窓口で相談したのですが、まず第一声に「放課後デイは学童の代わりではないので」と強い口調で言われました。だったら学童の定員を増やしてもらえないですか？という気持ちになりました。</p> <p style="text-align: right;">【R7.2.26受理】</p>
<p>回答</p>	<p>市長への手紙を拝見いたしました。お子様の通う「館山学童クラブ」の定員は70人で、現在、二次審査を終えた時点での保留人数は5人おります。学童クラブは、保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生の児童に、放課後の生活の場を提供するもので、共働き家庭の増加に伴う保育ニーズに応えるため、これまで定員の増加やサービスの拡充を行ってきており、「館山学童クラブ」に関しては、公設化した平成27年度の30人から平成28年度は40人、平成29年度は60人、更に令和7年度には10人増加して、現在は70人となっております。定員については、国の基準が、「児童一人当たりの専用スペースがおおむね1.65平方メートル以上でなければならない」とされているため、この基準の範囲内において、可能な限りの受入れを行っております。入所審査の際には、保育の必要性のある低学年児童を優先して入所の決定を行っているため、年度当初には、高学年になるにつれて、お子様が入所ができずに、待機となるケースがございます。今回は、ご希望に添えず、お子様が待機の状態となってしまい申し訳ありません。今後は、令和9年度の学校統合に合わせて、場所の確保を行い、学童クラブの定員を増加していく予定であります。また、放課後等デイサービスにつきまして、窓口での対応でお気を悪くさせてしまい、大変申し訳ありませんでした。お手紙によりまして、お子様の発達障害の面から放課後デイサービスの利用をご検討されているとのことで、既に障害児通所受給者証をお持ちであると思いますので、サービスを利用される際には、相談支援専門員または放課後等デイサービスの事業所にお問合せいただきますよう、お願いいたします。このたびは貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">【R7.3.5受理】</p>

⑦【清掃センターの業務委託者の対応について】

<p>内容</p>	<p>お世話になります。件名について森市長にご進言させていただきます。私は市外に住んでいる者ですが、館山は親族もおり何度も足を運んでまして「こんな良いところだったらいつか移住したい」と思っていました。さて、件名についてご報告ですが、2023年度に相続の関係から高齢者福祉課から連絡があり、相当遠い親類ではあったのですが、空き家対策等の社会課題もありますので真摯に対応してまして、そのまま放置すると未払の病院代の精算や不動産の空き家対策という、全国的な課題もあることから、片付けを行っております。本日は清掃センターの業務委託者の対応について苦言を言わせていただきたく、ご連絡いたしました。今年で言いますと、清掃センターが平日しかやってないため、(会社員のため)平日有休を何とか使って片付けております。その中で当該業務委託者が、1回目から殆んどの方が態度が悪く、口の利き方が横柄で、本当に腹がたってましたが、我慢してたところですよ。その中で、当該委託者から本日の暴言に流石に腹をたて揉めました。私は空き家対策するためだけにこの片付けをしており、何度も同じ相続の話をしているにも関わらず、こんな仕打ちをされるのはいかがでしょうか？本当に残念です。もう、館山市には移住も考えてなく、寧ろ嫌悪感さえ覚えています！ 本当に本当に残念です！</p> <p style="text-align: right;">【R7.2.26受理】</p>
<p>回答</p>	<p>市長への手紙を拝見いたしました。館山市清掃センターでは令和5年度より、不燃ごみの受入れ及び処理を民間業者に委託しておりますが、この度は、ごみを受け入れる際の委託業者職員の態度や言葉遣いが悪く、ご不快な思いをおかけしまして、大変申し訳ございませんでした。館山市内で発生した一般廃棄物を処理する施設であるこの清掃センターでは、搬入されるごみが館山市のどの場所で、どなたが出したごみであるのか、また、どのような経緯でそのごみを搬入したのかを、都度確認させていただいておりますが、ごみ確認時の態度や言葉遣いについて、適切な対応を行い、搬入された方に対して、先入観を持って決め付けることのないように指導を行ってまいります。なお、市職員及び委託業者職員は、業務中に知り得た個人情報について、目的外で使用したり、第三者に漏らしてはならないことになっておりますことを申し添えます。このたびは貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">【R7.3.5受理】</p>